<研究ノート>

IFLA LRM 試論(5)-書誌的アイデンティティとは何か

千葉孝一

第6章 書誌的アイデンティティとは何か

第1節 ペルソナとアイデンティティ

本章では主にLRM 5.4「図書館の文脈におけるnomen」とLRM5.5「書誌的アイデンティティのモデル化」に焦点を当て、書誌的アイデンティティについて論じる。

FRBRではnomenは他の「実体」の「属性」(こういってよければ付属品扱い)だった。 LRMはnomenがそれまで図書館においてどのように扱われてきたかについて、次のように まとめている。

図書館の文脈では、個人、集合的行為主体(家族や団体など)や場所に対するnomen は伝統的に名前(name)として扱われ、著作、表現形、体現形に対するnomenはタ イトルとして扱われてきた。一方、主題の文脈で使われるresのnomenは、名辞、記述、件名標目、分類記号などとして様々に扱われてきた。1

LRMは、そうした記号の類を一括して「実体」nomenとした。nomenはLRMにおいて 晴れて独立し、独自の「関連」と「属性」をもつことになったのである。

ここではnomenのうち、主に人物や組織等の名前(name)を中心に扱うが、LRMではそれに関連して「書誌的アイデンティティ」という用語が使われている。定義は以下の通りである。

本モデルにおいて、書誌的アイデンティティとは、同一の書誌的に意味のある文脈 (または複数の文脈)において**個人**によって使用される**nomen**のクラスターである。

(引用1)

書誌的アイデンティティ=「nomenのクラスター」(集まり・群)ということなのだが、この定義だけではそれが何を意味するのか理解するのは困難である。幸い、「国際標準名称識別子」(International Standard Name Identifier、以下、ISNIと略記する)のWebページには、「public identity」と「public persona」という類似した概念に関するFAQsが複数掲載されているので、それらを参考にしながら、書誌的アイデンティティとは何かを考える。

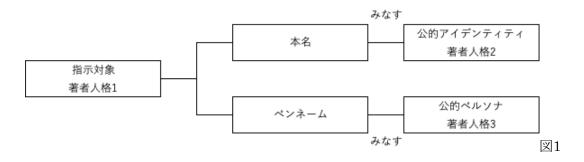
名称典拠データについて、渡邊隆弘は次のように指摘している。

複数の名称を分野ごとに使い分ける著者や、団体の名称が変更された場合などは名称 ごとに統一標目が設定される。すなわち、識別単位は厳密には人や団体そのものでは なく、「著者人格」ともいうべきものである。³

この「著者人格」はISNIの「public persona」(「人格」は「persona」の訳語のひとつ)に相当する概念と思われる。渡邊はISNIの「public identity」を「公的アイデンティティ」と訳して、次のように述べている。

「公的アイデンティティ」という表現は、創作分野によって使い分けられる複数の名称を「別人格」とみなすことを含意しており、図書館における著者名典拠コントロールの伝統と近いところがある。4(引用2)

では、複数の名称は何と「別人格」なのか。例えば、本名とペンネームは同じ指示対象をもち、その指示対象は「著者人格」を備えている。しかし、名称典拠データにおける本名とペンネームは、指示対象とはそれぞれ別の「人格」を備えていると「みなす」ということである。それは次のように図示できる(ただし渡邊は「著者人格1」と「著者人格2」は同じだと考えているのかもしれない)。



この図1で重要なのは、LRMと同様に、名前が指示対象(「人や団体そのもの」)から分離し、独立している点である。

この点に関して、ISNIはFAQsにおいて、「What is a public identity?」という質問に次のように答えている(試訳を付す)。

A Public Identity is the name by which a Party is publicly known. Parties can be a natural person, a legal entity, or a fictional character⁵

パブリック・アイデンティティとは、当事者が公に知られている名前のことである。 当事者とは、個人、法人、あるいは架空のキャラクターである。 ISNIとLRMは、「アイデンティティ」は名前 (nomen) である、と口を揃えて断定しているわけである。

アイデンティティやペルソナは確かに名前の指示対象とは異なるが、同時にそれは名前それ自体でもない。ISNIやLRMは名前それ自体ではなく、名前の何か=「X」をアイデンティティ(ペルソナ)と呼び、渡邊はそれを「別人格」とみなしたわけである。問題は、この「X」とは何かである。

ISNIは「about」で、自らについて次のように説明している。なお、以下の試訳は暫定的なものであり、最終訳は本節末で示す。

It is used to uniquely identify persons and organizations involved in creative activities, as well as public personas of both, such as pseudonyms, stage names, record labels or publishing imprints.⁶ (引用3)

ISNIは創作活動に携わる人物や組織は勿論、ペンネームや芸名、レコードレーベルや 出版レーベルなどのパブリック・ペルソナについても、一意に識別するために使用さ れる。

この一節ではペンネームや芸名=パブリック・ペルソナと述べているので、パブリック・アイデンティティは本名に対応すると考えることができる。

具体的に、「森、林太郎」という本名と「森、鴎外」というペンネームをもつ特定の人物について考える。Wikipediaの「国際標準名称識別子」の項目では、次のような説明がなされている。

もし著作者が複数の名前やペンネームを使って著作物を出しているとしても、それぞれの名前を、1つのISNIに集約して記録できる。例えば森鷗外の場合、ローマ字の他に「森林太郎、森欧外、森鷗外、鷗外漁史」などが登録されている。7

しかし、この説明は実際のISNIの記述とは大きく食い違っている。ISNIでは本名「森,林太郎」についても、「森鷗外」のID「0000 0001 2275 5365」とは別の、独立したID「0000 0003 6864 9677」が割り当てられている。ISNIでは複数の名前を使用している「創作活動に携わる人物や組織」は、「1つのISNIに集約」されるのではなく、複数のIDをもつことになるのである。

また、例に挙げられている「森欧外」や「鷗外漁史」は同一ペンネーム「森鷗外」の異なる表記であり、異なる名前を「集約」しているわけではない。

この点について、ISNIの「FAQs」には以下のような質問とその答えが掲載されている

(試訳を付す)。

Is it possible to allocate multiple ISNIs to the same Party?

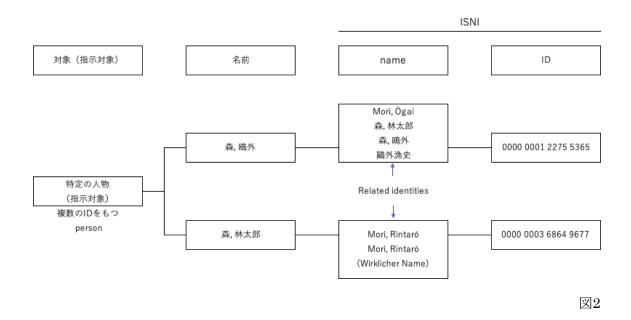
It is. The same Party may have multiple Public Identities, as is the case of pseudonyms that an author may have chosen to use for signing his or her creations. Each Public Identity relating to a given Party shall have separate ISNI.8 (引用4)

同じ当事者に複数のISNIのIDを割り当てることは可能だろうか?

可能である。著者が(彼あるいは彼女の)著作物に複数のペンネームを用いる場合のように、当事者が複数のパブリック・アイデンティティをもつことがある。所与の同じ当事者に関連する、各パブリック・アイデンティティはそれぞれ別のIDをもつ必要がある。

ISNIは同じ人物や組織が複数のIDを「もつ」(have)可能性を認める。同じ人物や組織 それ自体が複数の異なるパブリック・アイデンティティをもつ場合には、それらをひとつ に集約するのではなく、むしろ、それぞれ別のIDを割り当てるべき (shall) だというのが、 ISNIの方針なのである。

以下に、ISNIにおける「Mori, Ōgai」と「「Mori, Rintarō」について図示する。



実際には、名前には短縮形や各種の表記体系等による、数多くの異なる表記が存在する

のだが、図2ではひとつだけ記している。

ISNIは異なる表記(例えば「Mori, Ōgai」における「鴎外漁史」)については同じ名前として扱い、(LRMの言葉を借りれば)「nomenのクラスター」を形成する。スペースの関係で、この図2ではクラスター内の名前からいくつか抜粋して記載している。

さらに、ISNIの「Mori, Ōgai」には「Related identities」(関連するアイデンティティ)という項目があり、そこには「Mori, Rintarō(Wirklicher Name; other identity, same person)」(本名、別のアイデンティティ、同一人物)という記述がある。「Mori, Rintarō」の項目にも同様の記述がある。こうしたリンクによって、ふたつの名前が同一人物(same person)を指示していることが提示されるわけである。複数のペンネームを用いている場合、人物それ自体(名前の指示対象)は結果的にIDをふたつもつことになる。その場合、人物それ自体は名前同士のリンク情報として提示されるのである。

この点について、LRMは次のように述べている。

複数の独立した**nomen**のクラスターがある実体の同一インスタンスと関連していることが知られているとき、現行の実務では、同一典拠ファイルの中でそれらのクラスターに対する典拠レコードを相互にリンクすることが許容されている。9

先の図2で引用した「identities」という言葉はパブリック・ペルソナやパブリック・アイデンティティを意味している。だが、図2にはまだ、それらは記されていない。そもそも例の「X」とは何かという根本的な疑問も、まだ手付かずのまま残されている。

ISNIはペンネームや芸名の他に、「record labels」と「publishing imprints」をパブリック・ペルソナとして提示している。ここでは前者を取り上げて、そこからこの問題にアプローチする(→補遺1)。

「record labels」の具体例として、ここでは「Decca」(ISNIのID「0000 0001 2150 7167」)を取り上げる。「デッカ」はイギリスの有名レコード会社だが、現在はユニバーサル・ミュージック・グループ(「Universal Music Group」同ID「0000 0001 0170 1990」)傘下のレコードレーベルである。それは今、会社名というよりも、ユニバーサル・ミュージック・グループが使用する、クラシック音楽に特化した一種のブランド名になっている。それは、親会社がイメージ戦略として、子会社のブランド名を利用している例といえる。この種のブランド戦略は、他にも時計やファッション業界などでよく見られる。つまりレコードレーベルとしての「デッカ」は、ユニバーサル・ミュージック・グループが消費者に向けて使う「芸名」なのである。そして、それがユニバーサル・ミュージック・グループのパブリック・ペルソナということになる。

次に、パブリックの訳語を考える。パブリックについては、「公開」や「公的」といった訳語が考えられる。LRMの邦訳は前者を採用し、渡邊は後者を採用している(引用2)が、ここでは渡邊に倣って「公的」を採用する。「公的」であれば「public」と共に

「official」(公式・正式)のニュアンスも加味されるからである。パブリックではない名前であるあだ名やニックネームは、非公開の名前というよりも、仲間内でしか通用しない非公式の名前なのである(あだ名が故意に公共の場で「公開」されることもままある)。

一方、ペンネームや芸名はあだ名やニックネームに近いが、それらはあくまでも「公に知られている名前」=公的な名前である。例えば、いわゆる女房名である「紫式部」は、宮中のあだ名(非公式ペルソナ)がペンネーム(公式=公的ペルソナ)として後世にまで伝わったものといえるだろう。そして、この時代の女性の本名=正式名称(公的アイデンティティ)は基本的に記録(公開文書)に残されていない。

最後に、ペルソナの訳語を考える。既に指摘した通り、ペルソナは通常、「人格」と訳される。だが、ユニバーサル・ミュージック・グループにおけるレコードレーベルである「デッカ」や「ブルーノート」を「人格」とは表現しない。その為、少なくともISNIについて論じる場合には、「著者」(ヒト)から離れた訳語が必要になる。候補として思い浮かぶのは「キャラクター(キャラ)」だが、「公的キャラクター(キャラ)」という訳語は、あらぬ誤解を招く可能性が高い。

一方、ペルソナは「仮面」とも訳される。ユニバーサル・ミュージック・グループにとって「デッカ」(芸名=ペルソナ)は消費者向けの「仮面」と考えることも可能なので、意味的には使用できそうである。だが、「公的仮面」という訳語には(「公開仮面」よりは少ないとはいえ)日本語として違和感がある。

結局、この場合のペルソナに適切な訳語は見当たらないので、カタカナのまま使用するしかない。そこで、ペルソナについて理解する為、ここでは英語圏における使用例として、映画俳優のニコラス・ケイジのインタビュー「『ペルソナが本人を超えてしまった』――ニコラス・ケイジが語る、名声の副作用とAI」を取り上げる。彼は自らの芸名「ニコラス・ケイジ」について、次のように嘆いている。

これは文句ではありませんが、「人々がわたしに対してもっている印象」について疑問に思う客観的な体験をしてきました。(中略)かなり変わった人物として認識されてしまうのです。

そしてそのような認識はわたしという存在からはかけ離れたものです。わたしは妻と娘と一緒に自宅で過ごし、ニュース番組の『CNN』を見たり、本を読んだり、映画を見たりしています。しかし、全員ではないものの、一部の人たちが期待しているニコラス・ケイジの人物像があって、それは型破りな人物なのです。

ある意味で、これはわたしに責任があります。若くしてキャリアを始めたので、ある種の人物像(原文は「mythos」=伝説、神話)や認識やペルソナをつくり、人々の関心を引くことで有名になりたかったのです。ですが、そうしたものがいつしか、わた

しが思っていたよりもずっと大きくなってしまったのです。10(引用5)

引用5の「かなり変わった人物」の原文は「the crazy guy」¹¹であり、「型破りな人物」の原文は「kind of a wild man」¹²である。それは例えば、近年「わたし」が出演した映画『ウィリーズ・ワンダーランド』の主人公のような「ぶっ飛んだ」人物像である。しかし、それは(本人によれば)「わたしという存在からはかけ離れたもの」でしかない。渡邊の言葉を借りれば、まさに「別人格」なのである。

つまり、名前「ニコラス・ケイジ」が指し示す対象は、指示対象である「妻と娘と一緒に自宅で過ごし、ニュース番組の『CNN』を見たり、本を読んだり、映画を見たりして」いる特定の人物と、人々が認識する「crazy」で「wild」な人物=ペルソナに分裂したのである。

しかも、この「crazy」で「wild」な人物=ペルソナは指示対象と同列に並ぶどころか、 むしろそれを凌駕している。「わたし」が嘆いているように、「ニコラス・ケイジ」という 名前はもはや「わたし」(名前の指示対象である人物)よりも、ペルソナ(「crazy」で 「wild」な人物)の方を指しているのである(→補遺2)。

この「crazy」で「wild」な人物=ペルソナはイメージ(心像)を伴っており、捉え所のない概念であるペルソナを具体的に把握できるようにしてくれる点で、非常に有益といえる。ただ、イメージはあくまでもイメージであり、ペルソナそのものではない点に注意が必要である(詳しくは第3節で述べる)。

重要なのは、ペルソナが指示対象とは異なる、名前の「意味」である点である。名前「ニコラス・ケイジ」は、指示対象(特定の人物「わたし」)とは別の「意味」=ペルソナをもっている。ISNIが識別するのは指示対象ではなく、このペルソナ=名前の「意味」の方なのである。

一般的に、名前(固有名詞)の意味はその指示対象(人の名前であれば当の人物それ自体)であり、それに尽きると考えられている。だが、ドイツの言語哲学者G・フレーゲは指示対象以外にも、彼が「Sinn」と呼ぶ「意味」があると主張した。ペルソナはこの「Sinn」に相当する。「Sinn」は一般的に「意義」と訳されるので、以後それに従って表記する。ただし、以後の議論はフレーゲの言語理論をそのまま用いたものではないことを予め記しておく(詳しくは第3節で述べる)。

公的ペルソナや公的アイデンティティは名前それ自体でも名前の指示対象でもない。それは名前の「意義」であり、それが例の「X」の答えなのである。

では、名前の「意義」とは何か。フレーゲは次のように述べている。

固有名の意義は、その固有名が属する言語もしくは表示法の全体に十分通暁している すべての人によって把握される。¹³ 一口にいえば、「意義」とはその名前に関して社会的に共有されている理解内容・共通 認識のことである。そこには例のイメージも付随しているが、必須というわけではない。 「ニコラス・ケイジ」という名前のペルソナには職業柄、演じた映画の主人公等に由来す るイメージがどうしても付き纏うに過ぎない。

そうした社会的共通認識=「意義」は記述句によって示すことができる。フレーゲは名前「アリストテレス」を例に挙げて説明している。「アリストテレス」という名前の「意義」は、例えば「プラトンの弟子でありアレキサンダー大王の師でもある」といった記述句で提示されるのである。¹⁴

つまり「アリストテレス」とは「プラトンの弟子でありアレキサンダー大王の師である 古代ギリシャの哲学者」の「こと」であり、それが「アリストテレス」の公的アイデンティティである。

「ニコラス・ケイジ」の公的ペルソナは、「映画『リービング・ラスベガス』でアカデミー主演男優賞を受賞したアメリカの俳優」の「こと」となるだろう。ただ、「わたし」が嘆いているように、今ではそこに「crazy」で「wild」な人物という記述句が混入しており、そちらの方がむしろ強力になっている。インタビューの邦題の通り、「ペルソナが本人を超えてしまった」のである。

公的ペルソナは、特定の人物(名前の指示対象)のように物理レベルで「モノ」として「存在」している(あるいは「存在」した)わけではない。それは、多くの人々によって社会的=「公的」に共有されている理解内容であり、認識レベルでのみ「存在」する「こと」なのである。名称典拠データの識別単位は名前の物理的な指示対象ではなく、(抽象的な「こと」としての)名前の「意義」なのである。

重要なのは、公的アイデンティティの「アイデンティティ」は社会(他者)による認識であることである。それは「自己同一性」や「自分らしさ」のような私的な自己認識(「わたし」から見た自分)ではない。両者は同じとは限らないし、「ニコラス・ケイジ」の例でも明らかなように、正反対であることも珍しくない。

企業がブランド(名) =ペルソナを作り上げようと努力しても、それがうまくいく(望む形で社会的に認知される)とは限らない。その為、吸収した他企業の、既に確立されたブランド名(「デッカ」=「クラシック音楽の名盤を多数リリースしたイギリスの老舗レコードレーベル」)をそのまま流用する方式が取られるのである。

既に指摘した通り、公的アイデンティティと公的ペルソナは、基本的には前者が本名、後者が芸名やペンネームの場合に用いられるが、厳密に使い分けられるわけではない。「ニコラス・ケイジ」という芸名を使った「わたし」の本名は「ニコラス・コッポラ」だった。「わたし」は他でもない、映画界のブランドである「あの」「フランシス・フォード・コッポラ」監督の甥なのである。「わたし」の場合、運が悪い(あるいは良い)ことに、本名自体がペルソナ=ブランドとして受け取られてしまうものだったのである。

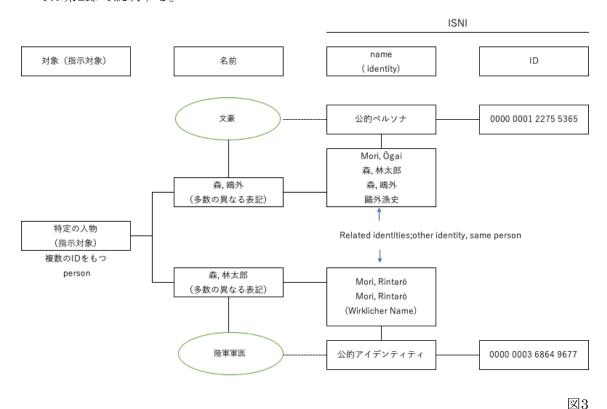
ISNIに戻ると、そこでは芸名「Cage, Nicolas」にID「0000 0001 2247 8062」が割り当

てられているが、本名「Coppola, Nicolas」は「ニコラス・ケイジ」の別名(本名)として記載されるだけで、IDは割り当てられていない。「Marilyn Monroe」とその本名である「Mortenson, Norma Jane Baker」にはそれぞれ別のIDが割り当てられているので、登録にバラツキがみられる。

ここでは、「森、鴎外」の先の図2に、これまでの議論を書き足して以下に示すことにする。本名「森、林太郎」の「意義」=「公的アイデンティティ」は「軍医総監を務めた陸軍軍医」の「こと」であり、そこには軍服のイメージが付き纏っている。ISNIには記録されていないが、「森、林太郎」名義の医学書も刊行されている。

同様に、ペンネーム「森, 鴎外」の「意義」=「公的ペルソナ」は「『舞姫』や『阿部一族』で知られる作家・評論家」の「こと」である。そしてそれは多くの場合、和服を着た「あの」文豪「鴎外」としてイメージされるのである。

以下の図3で、「森, 林太郎」の「意義」の一部である「陸軍軍医」と、「森, 鴎外」の「意義」の一部である「文豪」が、名前の「属性」として、楕円で表記されている点については第2節で説明する。



これまでの議論を受け、先の暫定訳について、最終試訳を以下に示す。

ISNIは、創作活動に携わる人物や組織の公に知られた名前の公的アイデンティティは 勿論、ペンネームや芸名、レコードレーベルや出版レーベルなどの公的ペルソナにつ いても、一意に識別するために使用される。

ISNIの原文では、「創作活動に携わる人物や組織」がそのまま識別されるという形になっていた。それは複数の名前を使用していないケースを想定したものだろう。しかし、そうしたケースでも公的アイデンティティ(ペルソナ)を識別単位と考えることが可能である。何故なら、「創作活動に携わる人物や組織」のnomenは基本的にすべて、その創作活動の成果と関連づけられた公的アイデンティティ(ペルソナ)=「意義」をもつと考えられるからである。最終試訳はこの考え方に沿ったものである。

例えば、nomen「宮沢賢治」と童話「銀河鉄道の夜」を、nomen「キアヌ・リーブス」と映画「マトリックス」を切り離すことは難しい。nomen「宮沢賢治」の「意義」=公的アイデンティティは「『銀河鉄道の夜』の作者」の「こと」であり、nomen「キアヌ・リーブス」は公的ペルソナ=「映画『マトリックス』の主演男優」の「こと」として社会的に認識されている。nomen「宮沢賢治」とnomen「キアヌ・リーブス」については、別の作品との関連による記述群がそれぞれ多数想定されるが、ここでは省略する。

ISNIでは、nomen「宮沢賢治」の公的アイデンティティにはID「0000 0001 2102 1116」、nomen「キアヌ・リーブス」の公的アイデンティティにはID「0000 0001 2142 0774」が割り当てられている。それらのIDは、nomenの指示対象(特定の人物それ自体)でも、nomenそれ自体でもなく、nomenの「意義」=公的アイデンティティに割り当てられている。

ISNIはその名(「Name Identifier」)の通り、著者それ自体ではなく、「Name」の「意義」としての公的アイデンティティ・公的ペルソナを一意に識別(Identify)するシステムなのである。

第2節 書誌的アイデンティティ

こうしたISNIの例を踏まえて、本節ではLRMにおける書誌的アイデンティティについて考える。書誌的アイデンティティは、ISNIの公的ペルソナ・公的アイデンティティと同等の概念といえる(ただし両者を区別しない)。前節の議論を適用すれば、「書誌的アイデンティティ」は「nomenのクラスター」の「意義」である。

書誌的アイデンティティがnomenではなく「nomenのクラスター」とされているのは、 前節で指摘したように、異なる表記が同一の名前(nomen)と判断されるからである。例 えば、ISNIのID「0000 0001 2102 2127」)には「アガサ・クリスティ」以外に、「克里斯 蒂,阿加莎」等、同じnomenが多くの言語による異なる表記で大量に表示されており、ま さに「クラスター」状態になっている。

では、LRMは「nomenのクラスター」の「意義」をどのような形でモデルに組み込んでいるのだろうか。

第1節の引用1における書誌的アイデンティティの定義で目を引くのは、「nomenのクラ

スター」に付けられた「意味のある文脈(または複数の文脈)において個人によって使用される」という指摘である。それは、「実体」nomenに設定されている「属性」「使用の文脈」(LRM-E9-A5) のことであり、それがnomenの「意義」に対応している。以下に「使用の文脈」の定義とスコープノートを示す(定義の邦訳を一部改変している)。

nomenが、それを通じて指示される行為主体によって使用される文脈に関する情報

使用の文脈は、行為主体によって使用されたnomenと結びついた領域を含む。15

つまり、「使用の文脈」とはnomenの指示対象である行為主体によって、そのnomenが使用されるコンテキスト(文脈)、平たくいえばペンネームや芸名等の使い分けに関する情報である。「使用の文脈」と書誌的アイデンティティとの関係について、LRMは次のように述べている。

nomenの属性である**使用の文脈**は、特定の書誌的環境において書誌的アイデンティティどうしを明確に区別して認識するのに関わると思われる文脈について、そのような側面を記録するために使用される。¹⁶

LRMは、次のような具体例を挙げている。

文学的な著作 [英語の自然語で表現された**使用の文脈**] 批評的な著作 [英語の自然語で表現された**使用の文脈**] 数学の著作 [英語の自然語で表現された**使用の文脈**] 推理小説 [英語の自然語で表現された**使用の文脈**] ¹⁷

こうした例示は具体的にはnomen「アガサ・クリスティ」(推理小説)とnomen「メアリ・ウェストマコット」(文学的な著作)や、nomen「チャールズ・ラトウィジ・ドジソン」(数学の著作)とnomen「ルイス・キャロル」(文学的な著作)といった類の、同一人物によるペンネームの使い分けを念頭に置いていると思われる。

日本の例で具体的に考えると、nomen「今岡, 純代」を本名とする人物(故人)が nomen「中島, 梓」とnomen「栗本, 薫」というペンネームを併用していたことはよく知られている。nomen「今岡, 純代」という呼称をもつ「実体」「個人」のインスタンスについては、以下「個人S」と略記する。LRMの用例をそのまま使えば、「個人S」はnomen「中島, 梓」を「批評的な著作」を執筆する際に使用する名前、nomen「栗本, 薫」を「文学的な著作」を執筆する際に使用する名前という形で使い分けていたのである。

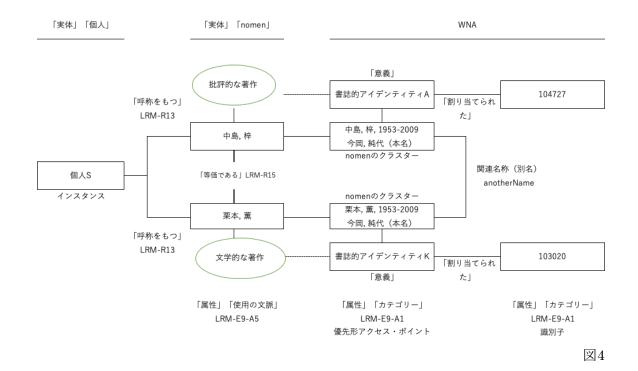
nomen「中島、梓」は「『文学の輪郭』等の著者として知られる文芸評論家」の「こと」

として、社会的に認識されている。それが、書誌的アイデンティティとなる。先の「使用の文脈」はそれに対応している。以後、「梓」から一文字とって、それを「書誌的アイデンティティA」と表記する。

同様に、nomen「栗本,薫」は「『グイン・サーガ』等の著者として知られる小説家」の「こと」として認識されているのであり、それについては以後「書誌的アイデンティティK」と表記する。

この「使用の文脈」は「個人S」の「属性」ではないことを再確認しておく。それはあくまでもnomen「中島、梓」およびnomen「栗本、薫」の「属性」であり、書誌的アイデンティティAと書誌的アイデンティティKの記述群の一部なのである。

以下、この「個人S」とnomen「中島、梓」の「意義」としての書誌的アイデンティティ A、及びnomen「栗本、薫」の「意義」としての書誌的アイデンティティKについて図示する。ただし、ISNIはnomen「今岡、純代」「中島、梓」「栗本、薫」すべてに個別IDを割り当てており(\rightarrow 補遺3)、図が煩雑になる。その為、ここではnomen「今岡、純代」に独立したIDを割り当てていない、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス(以後WNAと略記する)を使う。また、スペースの都合でER図の様式から外れ、「属性」の楕円形は「使用の文脈」のみに使い、「関連」の菱形はすべて省略し、文字表記だけにしている。



以下、順に図4の内容を辿る。

「実体」「個人」のインスタンスである「個人S」は、「実体」nomenのふたつのインスタンスである「中島、梓」と「栗本、薫」という「呼称をもつ」(LRM-R13)。そして、

nomen「中島, 梓」とnomen「栗本, 薫」は、「等価である」(LRM-R15)。 LRMによる「等価である」の定義と具体例は、以下の通りである。

同一resの呼称である2つのnomenどうしの関連

'Norma Jeane Mortenson'は、'Marilyn Monroe'と等価である [個人に対するnomen として] ¹⁸

nomen「中島, 梓」とnomen「栗本, 薫」は同じ「個人S」の呼称なので、この定義に従って「等価である」。

nomen「中島, 梓」は、「『批評的な著作』(を執筆する際に使用される)」という「属性」「使用の文脈」をもつ。それは、nomen「中島, 梓」の「意義」である書誌的アイデンティティAに対応している。

優先形アクセス・ポイント(「カテゴリ」LRM-E9-A8)である「中島, 梓, 1953-2009」 と異形アクセス・ポイント(同)である「今岡, 純代」は、WNAにおけるnomenのクラスターを形成する。

書誌的アイデンティティAは、WNAによってID「00104727」を「割り当てられた」 (LRM-R14i)。よって、書誌的アイデンティティAは、ID「00104727」という「呼称をもつ」。

nomen「栗本, 薫」は「『文学的な著作』(を執筆する際に使用される)」という「使用の文脈」をもつ。それは、nomen「栗本, 薫」の「意義」である書誌的アイデンティティKに対応している。

優先形アクセス・ポイントである「栗本, 薫, 1953-2009」と異形アクセス・ポイントである「今岡, 純代」は、WNAにおけるnomenのクラスターを形成する。

書誌的アイデンティティKは、WNAによってID「00103020」を「割り当てられた」。よって、書誌的アイデンティティKは、ID「00103020」という「呼称をもつ」。

前節のISNIのFAQs(引用4)にあった通り、書誌的アイデンティティAと書誌的アインデンティティKはそれぞれ異なるIDを割り当てられるので、複数のペンネームを用いている「個人S」は結果的にIDをふたつ(「00104727」「00103020」)もつことになる(→補遺4)。

こうした説明で問題となるのは、書誌的アイデンティティにIDが「割り当てられた」という一節である。その点について、LRMは次のように述べている。以下は邦訳とは解釈が異なる試訳であり、あえて英文の構造を残している。(試訳の*斜体*は補記)

The bibliographic identities formed by *nomen* clusters are a type of *res*, and have enough persistence to be assigned *nomens*, such as the International Standard

Name Identifier (ISNI) which is a *nomen* (of type identifier) assigned to public identities.¹⁹ (引用6)

nomenのクラスターによって形成される書誌的アイデンティティは一種のresであり、nomenを割り当てられるのに十分な存続性を有している、例えば公的アイデンティティに割り当てられた(識別子タイプの)nomenである国際標準名称識別子(ISNI)のような(nomenを割り当てられるのである)。

邦訳では、書誌的アイデンティティは「nomenとして割り当てられ続ける持続性をもっている」となっている。²⁰しかし、書誌的アイデンティティはnomenそれ自体ではないので、別の「実体」にnomen「として」割り当てられることはない。書誌的アイデンティティは、ID(nomen)「を」割り当てられる側なのである(IDが書誌的アイデンティティに割り当てられることについては補遺5で詳述する)。

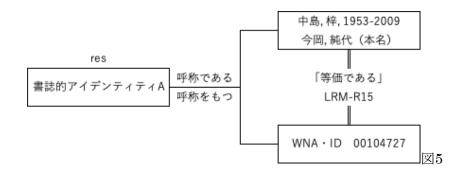
原文の「persistence」は、対象が一定期間、存在し続けることを意味している。書誌的アイデンティティは変動する可能性があるが、それなりに一貫(per)して存在(sist)するということである。書誌的アイデンティティ=「意義」の不安定性については第3節で詳しく述べる。

先の引用6で重要なのは、書誌的アイデンティティは(一種の)resであると断定している点である。LRMは引用6に続いて、次のように述べている。なお、邦訳では原文の「bibliographic identity」を「書誌的実体」と訳しているが、試訳ではそのまま「書誌的アイデンティティ」と訳している。

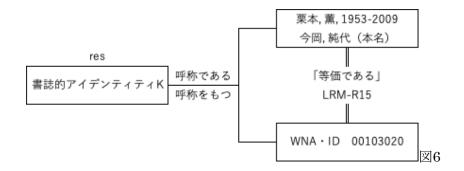
An ISNI, a preferred access point and several variant access points may all be *nomens* of the same bibliographic identity, and so are equivalent *nomens* for that identity (*res*). ²¹

ISNI、優先形アクセス・ポイント、及び幾つかの異形アクセス・ポイントはみな、同じ書誌的アイデンティティのnomenである場合があり、そうしたケースでは、そのアイデンティティ(res)の等価のnomenとなる。

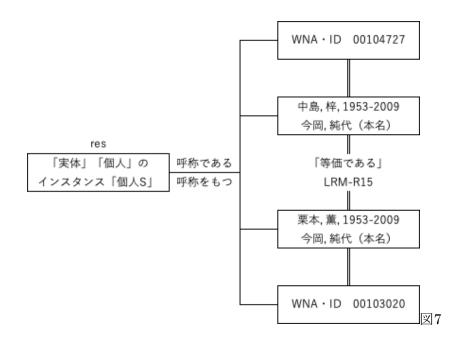
この指摘は勿論、WNAのIDにも当てはまる。つまり、優先形アクセス・ポイントである「中島, 梓, 1953-2009」と、異形アクセス・ポイントである「今岡,純代」及びWNAの ID「00104727」はみな、同じ書誌的アイデンティティAの「等価のnomen」なのである。



同様に、優先形アクセス・ポイントである「栗本, 薫, 1953-2009」と、異形アクセス・ポイントである「今岡,純代」及びWNAのID「00103020」はみな、同じ書誌的アイデンティティKの「等価のnomen」である。



勿論、これらのnomenはすべて「実体」「個人」のインスタンスである「個人S」の「等価のnomen」でもある。以下の図7は、LRMが掲げた例(邦訳90ページの表)に対応している。ただし、「等価である」のリンクは、(LRM本文では言及しているが)LRMの表には表記されていない。



ISNIでは複数のアイデンティティにそれぞれ別のIDが割り当てられるので、結果として、複数のnomenを使い分ける「実体」「個人」のインスタンスは複数のIDをもつことになる。それはWNAも同様である。今回の例でいえば、「中島、梓、1953-2009」・「今岡,純代」・ID「00104727」と「栗本、薫、1953-2009」・「今岡,純代」・ID「00103020」はすべて、同じ「個人S」の「等価のnomen」である。

図5、図6、図7を合わせたものを、以下に提示する。念の為確認しておくと、ふたつの nomenのクラスター同士が「等価である」ことを図8の右から左、つまり書誌的アイデンティティAと書誌的アイデンティティKの側から導き出すことはできない。それはあくまでも「個人S」から導出されるのである。

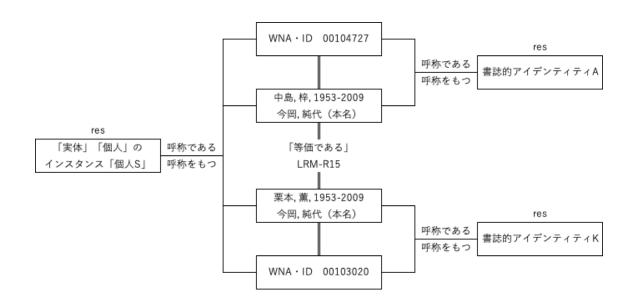


図8

この図8は、nomenを挟んで「個人」と「書誌的アイデンティティ」が対峙している構図になっている。前節で取り上げた名前「ニコラス・ケイジ」の「わたし」は、中間に位置する名前が書誌的アイデンティティ(ペルソナ)のものとなってしまった(「個人」の「わたし」がペルソナに敗北した)ことを嘆いていたのである。

しかし、問題はまだ残っている。これまで、書誌的アイデンティティはnomenの「意義」だと指摘してきた。一方、nomen「中島, 梓, 1953-2009」と書誌的アイデンティティAが「呼称である」「呼称をもつ」という「関連」で結ばれているとも指摘してきた。この「関連」は「等価である」を導出する為の必須要件なのである。だが、nomenの「意義」が、nomenという「呼称をもつ」といえるのだろうか。

LRMによれば、「等価である」は次のようなショートカットである。

nomen1はresの呼称である(NOMEN1 is appellation of RES)

+

resは、nomen2という呼称をもつ (RES has appellation NOMEN2) 22

ここからresを消去して、nomen1=nomen2を導き出すわけである。このショートカットは、ふたつのnomenがいずれも同一resの呼称であることを前提としている。同様に、書誌的アイデンティティAによる「等価である」は次のようなショートカットになる。

nomen「中島, 梓, 1953-2009」は書誌的アイデンティティAの「呼称である」

+

書誌的アイデンティティAはID「00104727」という「呼称をもつ」

=

nomen「中島, 梓, 1953-2009」とID「00104727」は「等価である」

nomen「中島、梓、1953-2009」が「個人S」の「呼称である」ことについては、疑う余地はない。また、IDはnomenなので、IDを割り当てられた書誌的アイデンティティが、当のIDという「呼称をもつ」としても問題はない。

だが、nomen「中島, 梓, 1953-2009」が書誌的アイデンティティAの「呼称である」ことについては、それらと同様だとして通り過ぎることはできない。

この問題を考える上で重要なのは、名前(nomen)の「意味」である。通常、名前の「意味」は普通名詞の場合は概念、固有名詞の場合は指示対象とされる。

冒頭で指摘した通り、LRMは、名前、タイトル、記述、件名標目、分類記号等をすべて 一括りにして「実体」nomenとした。そして、独立した「実体」nomenは他の「実体」と 「呼称である」「呼称をもつ」という「関連」をもつことになった。つまり、LRMは nomenそれ自体とその「意味」と「指示対象」の関係も、「呼称である」「呼称をもつ」に 統一したのである。「意味」される対象も「指示」される対象も、すべて「実体」resだからである。

LRMでは次のように指摘されている。(邦訳の「任意の」を「あらゆる」に変えた)。

対象領域において指し示されるあらゆる実体は、少なくとも1つのnomenを通して名づけられる。 23

LRMは固有名詞について、次のような例を挙げている。

{ロック・ミュージック・バンドであるVerve}を指し示す手段の1つとしての 'Verve'²⁴

要するに、'Verve'はある特定のロック・ミュージック・バンドの「呼称である」。あるいは、ある特定のロック・ミュージック・バンドは、'Verve'という「呼称をもつ」のである。この場合、特に違和感はない。楽団が名前をもつのはある意味当然だからである。普通名詞については、次のような例を挙げている。

英語において{気迫の概念}を指し示す手段の1つとしての'Verve'25

要するに、英語の'Verve'の「意味」は「気迫」だ、ということである。それをLRMは、'Verve'は{気迫の概念}の「呼称である」あるいは、{気迫の概念}は'Verve'という「呼称をもつ」と表記するのである。

この表記は、固有名詞のケースとは違い、少々不自然に感じる。だが、「意味」も「実体」resである以上、「少なくとも1つのnomenを通して名づけられ」、「呼称をもつ」のである。

LRMは次のような「等価である」の具体例を提示している。

'Music'は、'780'と**等価である**[分類番号'780'は、「米国議会図書館件名標目表」で割り当てられた名辞'Music'と同一概念を表す、「デューイ十進分類法」における有効な番号である]²⁶

この「等価である」は次のショートカットから導出される。なお、両者の「同一概念」をここでは「概念M」と表記する。この「概念M」は「主題概念」である。

'Music'は「概念M」の「呼称である」 + 「概念M」は'780'という「呼称をもつ」 =

'Music'と'780'は「等価である」(→補遺6)

通常、nomen「Music」(件名標目)は「概念M」(主題概念)を「表す」、と表記される。だが、「概念M」は「実体」resのインスタンスである。その為、LRMは、「概念M」はnomen「Music」という「呼称をもつ」、あるいは、nomen「Music」は「概念M」の「呼称である」と表記するのである。



こうした「関連」はnomen「中島, 梓, 1953-2009」と、その「意義」(書誌的アイデンティティA)にも適用される。書誌的アイデンティティAも「一種のres」だからである。 nomen「中島, 梓, 1953-2009」は、「実体」resのインスタンスである書誌的アイデンティティAに結びつけられた記号であり、その「呼称」なのである。そして、勿論、nomen「中島, 梓, 1953-2009」は「個人S」の「呼称」でもある。



図10

ただし、すべて同じ「関連」で結ばれているとはいえ、nomenと「意味」、「意義」、指示対象との関係性が均一というわけではない。nomen(この場合は普通名詞)と「意味」は言語規範によって強固にバインドされており、勝手に改変する(例えば「青」を「赤」の「意味」で使う)ことはできない。

nomenと「意義」(社会的共通認識)を結びつけているのは文化的慣習なので、結びつきの強さは「意味」よりは劣るが、やはり勝手に改変できるものではない。「『文学の輪郭』等の著者として知られる文芸評論家」という公的ペルソナを、「中島、梓」という名前から

切り離すこともできない。その意味では、nomenと「意義」はまさに一体であり、公的ペルソナ=nomenといえるのである。

一方、nomenと指示対象の関係は「意味」や「意義」とは明らかに異質である。指示対象は「意義」とは違い、名前とは無関係に存在する。エベレストは別の名前(チョモランマ)で呼ばれても何も変わらず、極めて高い山(物理的対象)として同じ場所に存在し続ける。また、固有名詞は普通名詞とは違い、言語規範とは無縁である。ペットの名前は自由につけることができるし、法律の範囲内であれば子供の名前も自由につけることができる。

固有名詞と指示対象の結びつき方については諸説あるが、未だ決定的なものはない。フレーゲは、nomenは「意義」を通じて指示対象に至ると考えたのだが、その場合、nomenと指示対象は間接的に結びついていることになる。(→補遺7及び補遺9)。

いずれにせよLRMやISNIは、名前 (nomen) と指示対象の結びつきよりも、名前 (nomen) と「意義」の結びつきを重視し、識別単位をアイデンティティやペルソナに置く道を選んだのである。

第3節 「意義」と「Bedeutung」

これまでの議論は、主にフレーゲの「意義と意味について」における議論の入り口部分を使ったものである。その論文でフレーゲは、表象(Vorstellung)と記号の「意味」(Bedeutung)及び「意義」(Sinn)を分離し、次のように指摘している。

固有名の意味は、われわれがその固有名を使って表示する対象そのものであり、そのときにわれわれが持つ表象はまったく主観的なものである。この両者の中間に意義が位置する。意義は、表象ほどには主観的ではないが、他方、対象そのものでもない。 27

この段階における「意味」(Bedeutung) は、「対象そのもの」=指示対象といえる。通常は概念的意味と指示対象という形で使い分けるのだが、フレーゲの場合は「意味」(Bedeutung) =指示対象なので、注意が必要である。無用の混乱を防ぐ為、フレーゲの用語法による「意味」については以後、「Bedeutung」と表記する。

ここでの「表象」は、第1節で使用したイメージ(心像)に相当する。フレーゲは「表象」を主観的なものとして固有名の「Bedeutung」と「意義」から引き離し、混同を戒めたわけである。第1節ではこうしたフレーゲの戒めに反して、主観的「表象」=心像をペルソナやアイデンティティを理解する為の補強材として利用した。「ニコラス・ケイジ」という名前に結びついたイメージは十人十色であり、まさに主観的である。既に指摘した通り、そうした「表象」=イメージは必須ではなく、ペルソナやアインデンティティが理解できた段階でその役目を終えている。

そして、「意義」=社会的共通認識はイメージほどには主観的ではないが、客観的指示対象とも異質であり、その中間に位置することになる。

しかし、これはフレーゲが提出した議論のほんの入り口に過ぎない。飯田隆によれば、フレーゲは「文が言語において中心的位置をもつ」²⁸という認識に立って、「語」ではなく「文」の「Bedeutung」へと議論を進め、「文」の真理値が「文」の「Bedeutung」であると主張することになる。議論がこの段階に進むと、もはや「Bedeutung」を単純に指示対象として扱うことはできない。

だが、こうした展開はLRMからはむしろ遠ざかる過程ともいえるので、ここではこれ以上触れない(詳しくは、飯田隆『言語哲学大全 I 一論理と言語』、特に第2章「フレーゲ的意味論の基礎」2.3「意義(Sinn)とイミ(Bedeutung)」)。

フレーゲの議論と本章の議論の間には、重要な接点がもうひとつある。それは、フレーゲが取り上げた同一性言明問題である。フレーゲは「宵の明星」と「明けの明星」を例として使っていたが、ここでは再び「中島, 梓」と「栗本, 薫」を使って、その問題を見ていく。

「中島,梓」は「栗本,薫」である(言明1)

この「同一性言明」に不自然な点はない。だが、仮に固有名詞の意味は指示対象(特定の人物それ自体)であり、それに尽きるとするならば、この「言明1」は特定の人物それ自体は特定の人物それ自体であると表明していることになる。つまり、それは次の言明2と同じで、(A=A)という情報量ゼロのトートロジーということになる(\rightarrow 補遺8)。

「中島, 梓」は「中島, 梓」である(言明2)

しかし、「言明1」はフレーゲの言葉を使えば「非常に価値あるかたちでわれわれの認識を拡大することを含」んでいる。 29 つまり、「言明1」は情報量をもたないトートロジー「A=A」ではなく、明らかに有用な情報を含む「A=B」である。

この「同一性言明」問題の解決策としてフレーゲが導入したのが、名前は「Bedeutung」だけでなく「意義」をもつという、例の考え方なのである。フレーゲはこう述べている。

したがって、記号(すなわち、名前、語結合(Wortverbindung)、文字)に結び付く ものとして、その記号によって表示されたもの、すなわち、記号の意味(Bedeutung) と呼ぶことができるものに加えて、記号の意義(Sinn)と私が名付けたいものを考慮 するべきである。そして、表示されたものの与えられる様態は、その記号の意義の中 に含まれることになる。³⁰ nomen「中島, 梓」とnomen「栗本, 薫」の「Bedeutung」=指示対象は同じだが、その「意義」(Sinn)は異なる。「言明1」が「言明2」のような「A=A」ではなく、「A=B」であり、認識を拡大することになるのは、その「意義」の違いによるというわけである。末尾の分かりづらい一節は、前節で既に指摘したように、「意義」が指示対象を決めるという考え方を提示している(\rightarrow 補潰10)。

先の「言明1」は「意義」に基づいて、次のように書き換えることができる。

『文学の輪郭』の著者(文芸評論家)は『グイン・サーガ』の著者(小説家)である (言明3)

この「言明3」はトートロジーではない。「言明3」はある本の著者である「文芸評論家」 と別の本の著者である「小説家」は実は同一人物だという、「非常に価値ある」情報を伝達しているのである。

こうした「意義」について、次のような国語の問題を導入してさらに考察する。

問題 次の空欄Aと空欄Bに入る、適切な名前を漢字で記せ 「A」は『文学の輪郭』の著者である文芸評論家である 「B」は『グイン・サーガ』の著者である小説家である

この問題の場合、空欄Aに「栗本薫」、空欄Bに「中島梓」と書いた学生 α は当然、点を得ることはできない。しかし、当の学生 α は教師 β に次のように抗議するかもしれない。

「中島梓」と「栗本薫」は同一人物です。ですから、空欄Aと空欄Bにはどちらの名前を書いても正解だと思います。バラはどんな名前で呼んでも変わらず甘く良い香りなのです。

それに対して、教師8はこう答えるだろう。

確かに「中島梓」と「栗本薫」は同一人物である。だが、ここで問題になっているのは人物ではなく、名前の使われ方である。「中島梓」と「栗本薫」という名前は文脈 (ジャンル)によって使い分けられている。前者は『文学の輪郭』の著者(文芸評論家)の名前として使われ、後者は『グイン・サーガ』の著者(小説家)の名前として使われている。その為、相互に入れ替えることはできない。

LRMは「等価である」のスコープノートで次のように述べている。

この関連によって関連づけられた**nomen**は、意味上では等しい(同一**res**に割り当てられている)が、記録されている属性においてはそれぞれ独自の値をとっており、その使用にかかわる限りにおいて相互に互換的ではない。等価の**nomen**は、スキーム、**言語**、または**使用の文脈**などの属性において異なる値となる場合がある。³¹

nomen「中島, 梓」とnomen「栗本, 薫」は同一人物(res「個人S」)の呼称であり、「等価のnomen」である。しかし、そのふたつのnomenは「意義」(「使用の文脈」)が異なっている為、「その使用にかかわる限りにおいて相互に互換的ではない」。例の学生 α の反論はやはり無効であり、点を得ることはできないのである。

指示対象の同一性を重視し、特定の人物それ自体にIDを割り当てる方式は、この学生 α と同じ考えに立っている。一方、ISNIは、逆に教師Bと同様に「意義」の差異性を重視し、nomen「中島, 梓」(書誌的アイデンティティA)とnomen「栗本, 薫」(書誌的アイデンティティK)を互換性がないものとして扱い、別々のIDを割り当てるのである。

しかし、前節で指摘した通り、こうした文脈情報(「意義」)=社会的共通認識は人それぞれであり、社会全体を考えても、時代によって変化する可能性が高い。例えば「アリストテレス」の著作をひとつも知らない人も多いだろうし、『グイン・サーガ』は知っているが『文学の輪郭』は知らない(あるいはその逆)という人もいるだろう。「ニコラス・ケイジ」の「意義」の記述句には彼の主演映画(代表作)が入るだろうが、それが何かは社会や時代によって異なる(あるいは、今後に発表される主演作が最高傑作として認められ、そこに入るようになるかもしれない)。

それでも、書誌的アイデンティティ(「意義」)が特定の社会における共通認識である以上、記述群の入れ替えや内容に多少の変化があったとしても、その前後である程度の一貫性が保持され、同じ対象と結びついてなければならない。そうでなければ、同じ社会における言説が、変化の前後で相互に「理解不能」になってしまうからである。LRMも指摘しているように、書誌的アイデンティティはそれ相応の「persistence」(存続性)を備えているのである。

フレーゲもそうした変化・変動の可能性を認めた上で、次のように述べている。

意味が同一のままでありさえすれば、このような意義の変動(Schwankungen)は容認することができるであろう。ただし、論証的科学の理論構成においては避けるべきであり、完全な言語においてはまったく許すことはできない。32

フレーゲにとって重要なのは、あくまでも「Bedeutung」(の同一性)なのである。フレーゲの主要な関心対象は「完全な言語」なのであり、その観点からすれば、「意義」が変動する方がむしろ当たり前な自然言語は、不完全なものでしかない。

一方、LRMが重視するのは「意義」の差異性である。重要なのは異なるnomen=「意義」

が別々に記録されていることであり、それらが実は同じ「実体」「個人」のインスタンスが用いたnomenであるという情報は、必須要件ではないというのがLRMの立場である。 この点について、LRMは次のように述べている。

いくつかの実際の状況では、目録作成者は1つのnomenのクラスターと別の独立したnomenのクラスターが、同じ個人によって使われているかどうかを知らない場合がある。その上、目録作成者は、それらのnomenの中のいずれがその個人の本当の法律上の名前であるかどうかを知らないことがある(また知る必要もない)。情報の欠如は、これらのnomenのクラスター間のあり得るすべての関連を記録できないことを意味するが、だからといって情報資源へのアクセス提供に影響はしない。33

先の国語の問題でいえば、仮に「中島、梓」と「栗本、薫」が同一人物であることを知らなくても、正しく答えることは可能である。逆に、例の学生αのように「中島、梓」と「栗本、薫」が同一人物であることを知っていても、正解できないこともある。「中島、梓」と「栗本、薫」が同一人物であるという情報の欠如は、確かに解答の正否に影響しない。

勿論、知識があるに越したことはないこともまた確かである。nomenのクラスター間の 関連情報も同様であり、それがすべて記録されている方が望ましいのは間違いない。ただ、 それを実現するのは原理的に困難なのである(→補遺9)。

補遺1

「出版レーベル」は、日本では文庫や新書のジャンル分けとしても使用される(むしろ それが主流)。しかし、それがペルソナの具体例としてうまく機能するかどうかは微妙で、かえって混乱する可能性が高いので、ここでは取り上げない。

補遺2

文学では、ホルヘ・ルイス・ボルヘスが「ボルヘスとわたし」という小説でこのペルソ ナ問題を扱っている。

補遺3

ウィキペディアの「国際標準名称識別子」の項目では次のように説明されている。

名寄せが上手く行っていない場合もあり、例えば中島梓のペンネームを併用した栗本薫 (1953-2009) には「0000 0001 0800 8355」、「0000 0004 5682 7429」、「0000 0001 1948 7013」の3つのISNI番号が割り振られている。 34

実際には、ISNIでは公的アイデンティティ(本名)とふたつの公的ペルソナ(ペンネー

ム)に、それぞれ別のIDが割り当てられている。

具体的には、公的アイデンティティ(nomen「Imaoka, Sumiyo」)に「0000 0004 5682 7429」、公的ペルソナ(nomen「Kurimoto, Kaoru」)に「0000 0001 0800 8355」、別の公的ペルソナ(nomen「Nakajima (Azusa)」)に「0000 0001 1948 7013」がそれぞれ割り当てられている。そして「Related identities」で、それらが「same person」であり、「今岡, 純代」が「real name」であることが明示されている。

引用の「栗本薫(1953-2009)」は、おそらく「個人S」の意味で使われている。確かに「個人S」はこの「3つのISNI番号」をもっているが、それは「名寄せが上手く行っていない」ことを意味しない。ISNIにおいて、「個人S」はアイデンティティとペルソナの相互リンク(same person)として示される。それがISNIにおける「名寄せ」なのである。

補遺4

特定の「実体」「個人」のインスタンスが、複数の書誌的アイデンティティを有するケースについて、FRAD (「典拠データの機能要件」) は奇妙な見解を述べている (邦訳を一部改変した)。

Under some cataloguing rules, for example, authors are uniformly viewed as real individuals, and consequently specific instances of the bibliographic entity *person* always correspond to individuals. Under other cataloguing rules, however, authors may be viewed in certain circumstances as establishing more than one bibliographic identity, and in that case a specific instance of the bibliographic entity *person* may correspond to a persona adopted by an individual rather than to the individual *per se*. ³⁵

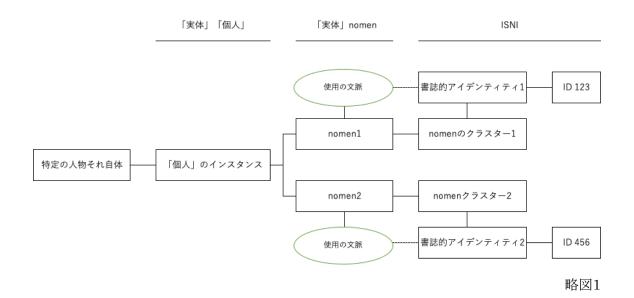
たとえば、ある目録規則では、著者は一様に実在の人物とみなされ、結果的に「個人」という書誌的実体の特定のインスタンスは、常に人物と一致する。しかしながら別の目録規則では、著者はある状況下では複数の書誌的アイデンティティを確立しているとみなされる可能性がある。その場合、「個人」という書誌的実体の特定のインスタンスは、特定の人物それ自体というよりも、その人物が身に帯びたペルソナに対応する可能性がある。36

邦訳では「persona」を渡邊と同様に「人格」と訳していたが、ここでは「ペルソナ」としている。末尾の一節は、「個人」という書誌的実体の特定のインスタンスが「特定の人物それ自体」(the individual per se) つまり指示対象ではなく、「ペルソナ」に対応する可能性を示唆している。

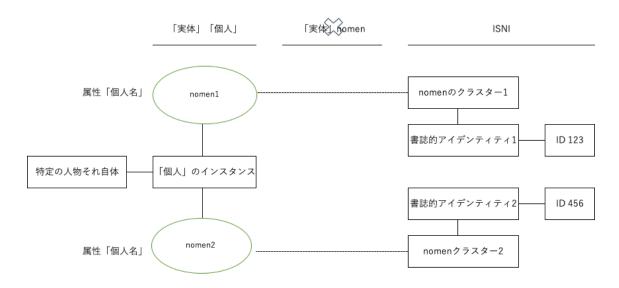
「実体」「個人」のインスタンスが「特定の人物それ自体」(指示対象)に対応しなくな

るというのは、いささか奇妙な指摘である。だが、LRMとは違い、FRADではnomenがまだ「実体」として独立していないことを考えると、そのように語るほかなかった理由が見えてくる。

本文の図3・図4では、「実体」「個人」と「実体」nomenが分離されている。この場合、「実体」「個人」のインスタンスは「特定の人物それ自体」であり、それに尽きる。そして、独立した「実体」nomenの複数のインスタンス(個々の名前)が、その「呼称となる」。以下に略図1として示す。

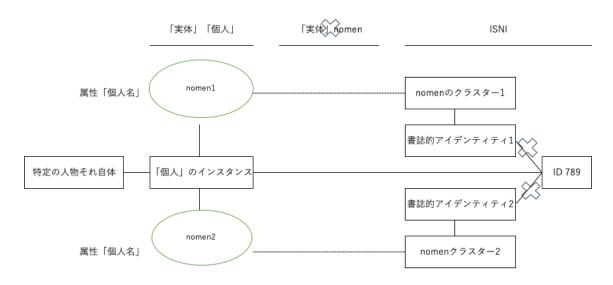


だが、「実体」nomenを独立させず、FRBR式に「実体」「個人」の「属性」に戻すと、「実体」「個人」のインスタンスが複数の名前をもつケースへの対応が困難になる。もっともシンプルな対応策は、次の略図2のように考えることである。



略図2

しかし、この略図2では、IDが「属性」に割り当てられていることになる。だが、IDはあくまでも「実体」に割り振られるものである。そこで、「実体」「個人」のインスタンスに割り当てる対応策が想定される。それが略図3である。

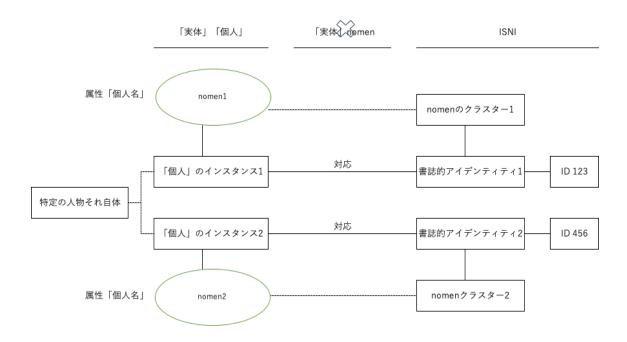


略図3

「実体」「個人」のインスタンスには、IDは当然ひとつしか割り当てることができない。 だが、既に指摘した通り、ISNIでは複数の書誌的アイデンティティには異なるIDを割り当 てなければならない。

異なる書誌的アイデンティティにそれぞれIDを割り当てる為には、それらに応じて「実

体」「個人」のインスタンスを分裂させるしかない。そして、その分裂した複数の「実体」 「個人」のインスタンスそれぞれにIDを割り当てるのである。それが略図4である。



略図4

「実体」「個人」のインスタンスを、ふたつの書誌的アイデンティティに合わせて「個人」1と「個人」2に分裂させるこのやり方は、いわば「名寄せ」ならぬ「人分け」といえるだろう。これが、FRADの不可思議な指摘の内実である。

しかし、これは流石に強引すぎる対応といわざるを得ない。LRMではnomenを「実体」として独立させた為、こうした無理なやり方を押し通す必要はなくなっている。

略図1に戻ると、「実体」「個人」のインスタンスはあくまでも「特定の人物それ自体」に対応している。そして、「実体」nomenのインスタンスが、書誌的アイデンティティに対応するのである。「実体」「個人」のインスタンスが名前(nomen)をふたつ使用するのであれば、書誌的アイデンティティもそれに対応してふたつに分かれる。

LRMでは「実体」「個人」のインスタンスはあくまでも「特定の人物それ自体」に対応するのであり、それに尽きる。FRADが指摘した「実体」「個人」が「特定の人物それ自体」に対応しなくなるという奇妙な帰結は、名前を「実体」nomenとして独立させることで回避することができる。その意味でも「実体」nomenの独立は、モデルにとって極めて重要な変更なのである。

補遺5

ISNIやWNAのIDは、そもそも何に割り当てられているのだろうか。LRMによる「関連」

「割り当てた」(LRM-R14)の定義と具体例は以下の通りである。

行為主体を、その行為主体によって割り当てられた特定のnomenにリンクさせる関連

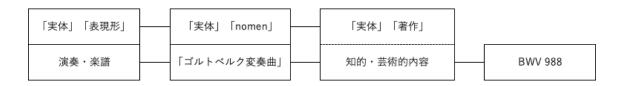
ISBN agencyは、Stephen Hawkingによる1998年の出版物A Brief history of time に対して '0-553-10953-7'を割り当てた³⁷

この場合、IDは「実体」「体現形」(「A Brief history of time」) に割り当てられている。 問題は、次の空欄Yに入るのは何かである。

ISBN agencyは「Y」に対して、ID「0000 0001 0800 8355」を割り当てた

この空欄Yに入る候補は「個人S」(特定の人物それ自体、指示対象)、nomen「Kurimoto, Kaoru」、そして書誌的アイデンティティKである。

この問題を解くため、一旦、人物名から離れて、クラシック音楽における作品番号について考える。例えば「BWV 988」はヴォルフガング・シュミーダーがバッハの「ゴルトベルク変奏曲」に割り当てた作品番号だが、それは何に割り当てられているのだろうか。候補と答えを以下に図示する。

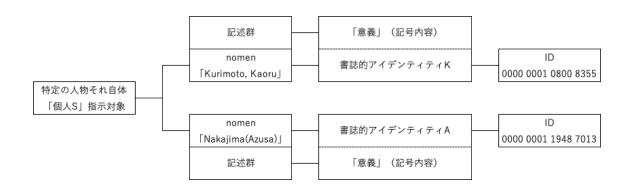


まず、「BWV 988」は個々の具体的な演奏に割り当てられたわけではない。割り当ての対象となる可能性があるとすれば、個々の具体的な演奏のクラス、つまり「実体」「表現形」である。

また、「BWV 988」は「ゴルトベルク変奏曲」に割り当てられたという表現は勿論、誤りではない。だが、そこから「BWV 988」はnomen「ゴルトベルク変奏曲」に割り当てられたと主張することは誤解を招く。そうした主張は、「ゴルトベルク変奏曲」という、漢字とカタカナ(nomen文字列)で構成されたnomen(記号)それ自体と、それが指し示す意味内容を分離していない。

「BWV 988」はnomen「ゴルトベルク変奏曲」それ自体にではなく、その意味内容に割り当てられたのである。そして、それは具体的な個別の演奏(「実体」「表現形」)に共通する知的・芸術的内容、つまり「実体」「著作」に他ならない。それは楽譜(「実体」「表現形」)に記された記号の意味内容でもある。

こうした議論と書誌的アイデンティティを対応させて、以下に図示する。



既に本文第1節や補遺3で指摘した通り、ID「0000 0001 0800 8355」は「個人S」に割り当てられたものではない。それは、nomen「Kurimoto, Kaoru」それ自体でもなく、その「意義」(記述群の意味内容)である書誌的アイデンティティKに割り当てられたのである。同様にID「0000 0001 1948 7013」は書誌的アイデンティティAに割り当てられた。先の空欄Yに入るのは、やはり書誌的アイデンティティKなのである。

補遺6

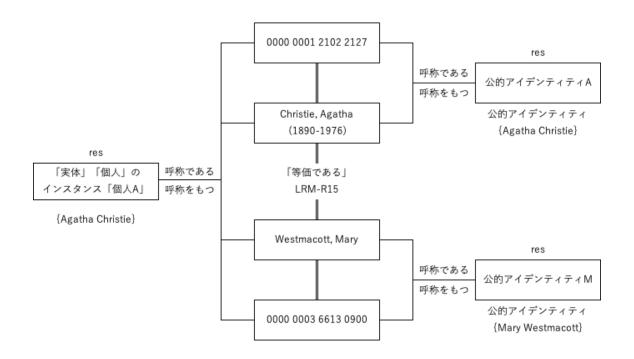
LRMでは、resのインスタンスの記述を波括弧({ })で囲み、nomenを表す用語は直線型の一重引用符(' ')で囲む表記法が用いられている。しかし、本章ではLRMの引用を除いて、この表記法を採用しない。'Music'は{Music}の「呼称である」という表記は、読むものを困惑させるだけだからである。

また、波括弧({ })は、本章の議論で重要なポイントである指示対象と「意義」の区別に対応していない。

LRMが提示した「等価である」の次のような具体例が、その対処法を示している(邦訳の「公開」を本章の記述に合わせて「公的」に改めた)。

'Christie, Agatha, 1890-1976'は、'0000 0001 2102 2127'と**等価である** [公的アイデンティティ{Agatha Christie}のISNIは、公的アイデンティティ{Mary Westmacott}とは異なる] ³⁸

「アガサ・クリスティ」の「実体」「個人」のインスタンスを「個人A」、その公的アイデンティティを「公的アイデンティティA」、彼女のペンネームである「メアリ・ウェストマコット」を「公的アイデンティティM」と記すことにし、以下に、本文図8に倣って図示する。



波括弧({ })で囲まれた{Agatha Christie}は、通常、「実体」「個人」のインスタンスである「個人A」のことである。だが、公的アイデンティティAもまた、「実体」resのインスタンスであり、nomen「Agatha Christie」という「呼称をもつ」。LRMは混同を避ける為、後者については「公的アイデンティティ{Agatha Christie}」と表記したわけである。

公的アイデンティティ{Agatha Christie}に割り当てられたISNIのIDは、当然、公的アイデンティティ{Mary Westmacott}のIDとは異なる。その為、{Agatha Christie}=「個人A」はISNIのIDをふたつもつことになるのである。上図には以下の「等価である」が提示されている。

- 'Christie, Agatha, 1890-1976'は、'0000 0001 2102 2127'と「等価である」
- 'Westmacott, Mary'は、'0000 0003 6613 0900'と「等価である」
- 'Christie, Agatha, 1890-1976'は、'Westmacott, Mary'と「等価である」

構造は図8とまったく同じである。上のふたつのnomenとIDが「等価である」ことは「個人A」だけでなく、それぞれ公的アイデンティティAと公的アイデンティティMからも 導出できる。だが、最後のnomen同士が「等価である」ことは「個人A」からしか導出で きないのである。

補遺7

S・クリプキはフレーゲによる「意義」が指示対象を決めるという説を否定し、nomen と指示対象が直接結びつく「直接指示説」(「歴史的因果説」)を提唱した。

クリプキがフレーゲを批判する(「可能世界」では「意義」が別の人物を指示することがあり得るが、固有名と指示対象の関係は「可能世界」でも変化しないといった)議論は非常に興味深い(詳しくは飯田隆の『言語哲学大全Ⅲ一意味と様相(下)』特に第7章「直接指示の理論」)。

フレーゲ(及びLRMやISNI)は名前と「意義」(アイデンティティやペルソナ)の結びつきを重視するのだが、クリプキは逆に、名前と指示対象の結びつきの方を決定的なものとして考えているのである。この対比については、さらに補遺9で論じる。

補遺8

実は、日常会話において「言明1」がトートロジーとして受け取られる可能性は低い。 そこでは名前の「意義」が常に考慮されているからである。その意味では、「意義」は決 して奇異なものではない。

さらに、日常会話では次の「言明4」のような純粋なトートロジーが登場することもま まある。

大谷翔平は大谷翔平だ(言明4)

言明2と同様に、この言明4はあからさまなトートロジーだが、日常会話では誰も情報量ゼロの表現とは受け取らない。日常会話ではこの種のトートロジーは一種の比喩表現として受け取られ、解釈される。「言明4」の場合、主語の「大谷翔平(は)」は「意味」=指示対象、述語の「大谷翔平(だ)」は「意義」=社会的共通理解であり、ここではその「意義」の一部が強調されていると解釈される。

具体的にいえば、彼が二刀流を封印して打者に専念した文脈では、この「言明4」は (打者に専念しても)「大谷翔平(指示対象)は大谷翔平(「意義」=大リーグを代表する スター選手)だ」という風に解釈される。

文脈さえ明確であれば、トートロジーの解釈自体はそれほど困難ではない。だが、言語 規範のような厳格な規則があるわけではないので、受け取り方が異なることも多い(逆に なるケースも稀ではない)。しかし、日常生活ではその種の行き違いはそれこそ日常茶飯 事であり、多くの場合「適当に」対処され、会話はそのまま続いていくのである。

補遺9

フレーゲが「意義」に含まれるとした「表示されたものの与えられる様態」という謎の 一節は、飯田降によれば「指示対象が確保されるに至るメカニズム」39の謂である。

例えば、nomen「ウィトゲンシュタイン」の「意義」とは、「『哲学探究』の著者であるオーストリア出身の哲学者」の「こと」である。フレーゲはその「こと」=「意義」が、nomen「ウィトゲンシュタイン」の指示対象を決めると考えた。「意義」は単なる社会的

共通認識に留まらず、nomenと指示対象の繋がり方(「与えられる様態」)を確定するものでもある、というわけである。

しかし、こうした「こと」から「モノ」へと続く経路については(そもそも繋がっているのかどうかを含め)多くの議論が戦わされてきた。

フレーゲの「意義」=名前に関する社会的共通認識は、フレーゲ自身が認める通り、変動を避けられない。リチャード・ローティによれば、「意義」と指示対象を定めるメカニズムを重ねる危険性とは、次のようなものである。

信念や志向(あるいは、もっと一般的に言えば、言葉の使用者の頭の中にあるもの)という意味に解された意味が指示を決定するという(フレーゲやサールやストローソンに)普通に見られる前提が指摘するところによれば、われわれが誤った信念をもてばもつほど、われわれは「世界との接触」を失うことになる40

「意義」に指示決定機能を持たせる限り、nomenと指示対象の繋がりの乱れは避けることができないというわけである。ただし、ローティ自身はこうした指摘を認めているわけではないし、直接指示の理論も認めていない(詳しくは『哲学と自然の鏡』特に第6章「認識論と言語哲学」第4節「指示」)。

既に指摘したように、LRMは「意義」に相応の「persistence」(存続性)があることを 認めており、実際問題として、そこに乱れが少々あっても通常は大きな問題にはならない。 だが、真理を探究するサイエンスにとっては、「誤った信念」に応じて「世界との接触」 を失うことは致命的な問題となる。

既に指摘した通り、クリプキはフレーゲの「意義」が指示決定機能を兼ねることを拒み、 代わりの指示決定メカニズムとして、いわゆる「歴史的因果説」を提唱した。クリプキの 『名指しと必然性』からその概要に当たる箇所を引用しておく。

誰か、例えば一人の赤ん坊が生れたとしよう。その両親は彼をある特定の名前で呼ぶ。 両親は、彼のことを友人たちに話す。他の人々が彼に会う。様々な種類の会話を通じ て、その名前は次から次へとあたかも鎖のように広がって行く。⁴¹

われわれがある人物を指示できるのは、指示対象その人に帰着するような、共同体内 の他の話し手たちとの結びつきによってである、ということは間違いない。⁴²

一般にわれわれの指示は、(中略) 共同体内の他の人々や、いかにしてその名前が自分に到達したかという歴史や、そのようなものにも依存している。指示対象に到達するのは、このような歴史を辿ることによってなのである。⁴³

nomenがどの対象を指示するかは、共同体内の歴史的な連鎖によって決まっている。それゆえ、仮に「ウィトゲンシュタイン」について何も知らない(社会的共通認識をもたない)人が使っても、その名前「ウィトゲンシュタイン」は確かに指示対象に届いている。名前が何を指示するのかはそうした歴史的因果によって担保されているのであり、「意義」の変動に左右されることはないというわけである。

こうした言説について、飯田は次のように述べている。

固有名の使い手がその固有名のもとに理解していることーそれが何であるかは問わないとしてもーが、その指示対象を決定するメカニズムとは別物であることである。つまり、フレーゲの意義 Sinn は、このふたつの役割を同時に担うものとされていたが、そうした意味での意義 Sinn を固有名はもちえないのである。直接指示の理論は、しばしば、「固有名の意義 Sinn をもたない」という主張のことであると言われるが、それは、このような意味でとられるべきであろう。44

つまり、「直接指示の理論」派の人々は必ずしもフレーゲの「意義」をすべて否定したのではなく、それを指示決定メカニズムと兼務させることを拒否したのである。「直接指示の理論」派の人々も、社会的共通認識としての「意義」が存在すること自体は認めている。ただ、それは言葉と使用者の関係を論じる語用論的意味(「属性」「使用の文脈」や補遺8で扱った比喩表現を巡る議論もここに属する)なのであり、言葉と世界(指示対象)の関係を論じる意味論には、直接は関係しないというわけである。45

しかし、そもそもこうした対立が生じるのは、(例えば「実証」重視のサイエンスのように)何らかの事情から、名前と指示対象との厳密かつ確実な繋がりを求める時に限られる。逆に、日常会話における言語使用において、名前がそれなりに上手く指示対象と繋がっていることを疑うことはまずないし、その必要もない。

仮に気にかかる事例(例えば「田舎老人多田爺」は本当に「丹波屋利兵衛」なのか、「山手馬鹿人」は本当に「大田南畝」なのか)が生じた場合、それを解明する為にフレーゲの「意義」とクリプキの「歴史的因果説」のどちらを選ぶのかという問いは、まったく意味を為さない。

再びローティの言葉を借りれば「その事例を処理するのはセンスと想像力なのであって、これが欠けていては何をもってきても役には立たないであろう」。46ローティによれば、名前と指示対象の結びつき(名前が本当は誰を指示しているのか)を包括的に説明してくれる理論など存在しない。47それはサイエンスではなくアートの領域であり、個々の事例に応じてその都度、処理するほかないのである。

「IFLA LRM試論(5) ー書誌的アイデンティティとは何か」了 (ちばこういち)

¹ Pat Riva Patrick Lo Rouf and Maja Žuma

¹ Pat Riva, Patrick Le Bœuf, and Maja Žumer、Consolidation Editorial Group of the IFLA FRBR Review Group(和中幹雄/古川肇,他訳)『IFLA 図書館参照モデル―書誌情報の概念モデル―』樹村房、2019.12、p. 88

² 同上、p. 89

³ 渡邊 隆弘 「典拠コントロールの現状と将来」「情報の科学と技術」60 巻 9 号、2010.9、引用は pp. 371-372 [最終閲覧日:2024-03-30]

⁴ 同上、p. 375

⁵ ISNI (International Standard Name Identifier) 「HELP」(FAQs) https://isni.org/page/faqs/ [最終閲覧日:2024-03-30]

⁶ 同上、「ABOUT | (What is ISNI?) < https://isni.org/page/what-is-isni/> 「最終閲覧日:2024-03-30]

⁷ 「国際標準名称識別子(ISNI の使用)<https://ja.wikipedia.org/wiki/ %E5%9B%BD%E9%9A%9B%E6%A8%99%E6%BA%96%E5%90%8D%E7%A7%B0%E8%AD%98%E5%88%A5%E5%AD%90#ISNI%E3%81%A E%E5%89%B2%E3%82%8A%E5%BD%93%E3%81%A6>[最終閲覧日:2024-03-30]

⁸ 前掲5に同じ

⁹前掲1、p. 90

¹⁰ Marah Eakin(Translation by Nozomi Okuma)「『ペルソナが本人を超えてしまった』――ニコラス・ケイジが語る、名声の副作用とAI」「WIRED」2023.12.01、https://wired.jp/article/nicolas-cage-interview-artificial-intelligence-memes/、[最終閲覧日:2024-03-30]

¹¹ Marah Eakin「Nicolas Cage on Memes, Myths, and Why He Thinks AI Is a 'Nightmare'」「WIRED」、2023.11.25、<https://www.wired.com/story/nicolas-cage-interview-artificial-intelligence-memes/>、[最終閲覧日:2024-03-30]

¹² 同上

¹³ ゴッドロープ・フレーゲ (土屋俊訳)「意義と意味について」『現代哲学基本論文集 I』勁草書房、1986.10、p.6

¹⁴ 同上、p. 39

¹⁵ 前掲 1、p. 52

¹⁶ 同上、p. 89

¹⁷ 同上、pp. 52-53

¹⁸ 同上、pp. 67-68

¹⁹ Pat Riva, Patrick Le Bœuf, and Maja Žumer、Consolidation Editorial Group of the IFLA FRBR Review Group「IFLA Library Reference Model」
https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/40/1/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf > p. 90

[最終閲覧日:2024-03-30]

²⁰ 前掲 1、p. 90

²¹ 前掲 19、p. 90

²² 前掲 1、p. 68

²³ 同上、p. 28

²⁴ 同上、p. 31

²⁵ 同上、pp. 31-32

²⁶ 同上、p. 68

- ²⁷ 前掲 13、p. 10
- ²⁸ 飯田隆『言語哲学大全 I-論理と言語』勁草書房、1987.10、p. 95
- ²⁹ 前掲 13、p. 3
- ³⁰ 同上、p. 5
- ³¹ 前掲 1、p. 68
- ³² 前掲 13、p. 39
- ³³ 前掲 1、pp. 90-91
- 34 前掲7に同じ
- 35 IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records (FRANAR)
- 「Functional Requirements for Authority Data-A Conceptual Model」、2013.7
- https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/frad/frad_2013.pdf> pp. 4-5 [最終閱覧日:2024-03-30]
- 36 Glenn E. Patton 典拠レコードの機能要件と典拠番号(FRANAR)に関する IFLA ワーキンググループ編 (国立国会図書館収集書誌部訳)「典拠データの機能要件-概念モデル」、2012. 12、 < file:///Users/yzab/Downloads/digidepo_9454265_po_frad_jp.pdf>p. 14、[最終閲覧日:2024-03-30]
- ³⁷ 前掲 1、p. 84
- ³⁸ 同上、p. 86
- ³⁹ 飯田隆『言語哲学大全Ⅲ-意味と様相(下)』勁草書房、1995.11、p. 267
- ⁴⁰ リチャード・ローティ (野家啓一監訳)『哲学と自然の鏡』産業図書、1993.7、p. 330
- ⁴¹ ソール・A・クリプキ (八木沢敬、野家啓一訳)『名指しと必然性-様相の形而上学と心身問題』 産業図書、1985.4、p. 108
- ⁴² 同上、pp. 112-113
- ⁴³ 同上、pp. 113-114
- ⁴⁴ 前掲 39、p. 296
- ⁴⁵ 同上、pp. 321-324
- ⁴⁶ 前掲 40、p. 336
- ⁴⁷ 同上、p. 336

(ちばこういち) 2024年4月12日受理